

宇治田原町指名競争入札通知共通事項

宇治田原町が執行する指名競争入札に関する取扱については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、町財務規則（平成 8 年規則第 10 号）その他関係法令及び町諸規程並びに入札通知書に定めるもののほか、この指名競争入札通知共通事項の定めるところによるものとする。

なお、電子入札にあっては、宇治田原町建設工事等電子入札運用基準及び宇治田原町指名競争入札説明書（電子入札）を遵守し、この指名競争入札通知共通事項と取扱いが異なる事項については、宇治田原町建設工事等電子入札運用基準及び宇治田原町指名競争入札説明書（電子入札）を優先するものとする。

1. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治田原町指名競争入札参加者指名停止に関する要綱（平成 25 年要綱第 19 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、宇治田原町の入札参加の制限を受けていない者であること。

2. 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

所定の入札用封筒（長三封筒）に入れた入札書を入札箱に投函する。なお、郵便入札の場合にあっては、入札書を入れた前述封筒を外封筒に入れ二重封筒として、簡易書留、レターパック等の郵送先到着時間が確認できる郵送方法により、提出期限までに入札通知書記載の提出先宛てに郵送すること。

(3) 工事費内訳書

- ① 建設工事の入札において提出が必要となる工事費内訳書は、入札書と共に入札用封筒に入れて提出すること。なお、再度入札を行う場合には、工事費内訳書の提出は要しない。
- ② 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。
- ③ 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。（値引きマイナス表示による一致は無効とする。）

- ④ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

3. 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者の行った入札
- ② 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札
- ③ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- ④ 入札通知後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- ⑤ 金額を訂正した入札書又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札
- ⑥ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- ⑦ 開札までに有効な工事費内訳書を提示し、又は提出しない者の行った入札
- ⑧ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提示、又は提出した者の行った入札
- ⑨ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札
- ⑩ 開札日において有効な経営事項審査の結果通知のない者の行った入札（建設工事の入札に限る。）
- ⑪ 技術者の専任を入札に参加する者に必要な資格としている工事において、入札を辞退すべき入札に入札書を提出した者の行った入札

(2) 無効の入札をした者は、再度入札に参加できない。

4. 入札の失格

次の各号の一に該当する者は、失格とする。

- ① 最低制限価格が設定されている場合、最低制限価格未満の価格で入札した者
- ② 事前公表した予定価格を超える価格で入札した者
- ③ 著しく低価格で応札され、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

5. 入札の辞退

- (1) 入札通知を受けた者が入札を希望しない場合又は入札に参加できない事情がある場合においては、入札箱に入札書を投函するまでは、入札を辞退することができる。
- (2) 前項の規定により、入札を辞退しようとする者は、その旨を記載した入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は入札日の前日までに到達するように郵送して申し出なければならぬ。

6. 入札の回数

- (1) 入札の回数は、1回目の入札において落札者がいない場合に行う再度入札を含めて2回を限度とする。
- (2) 予定価格の事前公表を行った入札の回数は、1回とする。

7. 落札者の決定

- (1) 宇治田原町財務規則（平成8年規則第10号）第112条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にてくじを実施し落札者を決定する。なお、郵便入札にあっては、入札書に記入されたくじ入力番号により決めるくじを実施し落札者を決定する。

8. 契約書の作成

落札者は、落札決定を受けてから7日以内に契約書を作成すること。ただし、7日後が閉庁日の場合は、7日後以降で直近の開庁日とする。

電子契約を希望する場合は、落札決定を受けてから、宇治田原町電子契約実施規程(令和6年規程第3号)別記様式「電子契約利用申出書」を契約担当者に提出すること。

・令和8年1月1日